

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市鴻ノ池陸上競技場等3施設	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	長谷川体育施設・キタイ設計グループ（公募）	指定の期間	平成27年4月1日から令和2年3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●利用状況報告（月次） ●不定期の施設視察	利用者の満足度調査等	●各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に2回程度
-------------	--	------------	------------------	---------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	77,080,000	21,509,700	－	415,230	299	－	別紙	－
平成30年度	77,080,000	22,906,720	－	508,229	302	－	別紙	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	インターネット予約システムを活用し、予約の公平性を期している。奈良市HP、市民だより、HP等で広報を行い、広く周知活動を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者が独自にHPを作成し、タイムリーにブログを更新するなど情報発信に努めている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	業務仕様にて定める個人情報の保護、その他法令に係る業務を実施し適合状態を維持している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	社内規定に沿って会計処理を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	軽度の修繕・補修を積極的に行い、景観に配慮した植栽地管理を自主的に実施している。 法定点検等についても適正に実施している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所を把握し、施設の安全確保に努めている。災害予防の為、すべての排水側溝の泥上げを実施するなど危機管理に対する意識が高い。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	陸上競技場の芝生の管理状況については格段の改善が維持できている。利用者サービスについて柔軟に対応し利用拡大に貢献している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	施設を十分に活用した事業実施をしている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各施設の利用上の注意点を明確にし、利用者目線のサービス向上に取り組んでいる。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で管理運営ができており、作業の直営化と作業効率で勤務が増加する中、経費削減に努めた	A
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	職員体制を見直しサービス水準の向上に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年の業務実績を持つ公園管理運営士による指導のもと、実地研修を実施している。医療法人に所属するスポーツトレーナーと提携し、ソフト面の指導体制を構築している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料内で計画的な施設運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	健康志向、競技志向、リハビリ、成人病予防などあらゆるニーズに対応できる施設として、幅広い視点で管理運営するとともに、付加価値のあるサービス提供を目指している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	行政の実施する事業について、一定の協力が見られる。市からの要請に対しても対応している。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか	施設利用者だけでなく、公園利用者からの要望等も受け、軽易な部分は適宜対応している	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	アンケートを実施することで、改善すべき事項を把握し、より良い施設サービスの向上を目指している。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理において、行政との連携も十分できており、円滑な管理運営を行った。 特に芝生管理は高いレベルで行われた。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)		番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和元年度	平成30年度			令和元年度	平成30年度
1	鴻ノ池陸上競技場 主競技場	75.2%	79.6%	16			
2	鴻ノ池陸上競技場 補助競技場	64.4%	61.1%	17			
3	鴻ノ池陸上競技場 投てき練習場	8.2%	24.5%	18			
4	鴻ノ池陸上競技場 多目的広場	30.2%	24.3%	19			
5	鴻ノ池球場	41.8%	45.0%	20			
6	鴻ノ池コート	61.4%	66.6%	21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市中央体育館等6施設	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	奈良市総合財団（非公募）	指定の期間	平成 27年4月 1日から 令和 2年3 月31 日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの普及振興を図るとともに施設の有効活用を図るために設立された		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の満足度調査等	●ご意見箱の設置 ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に2回程度
-------------	--	------------	------------------------------	---------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（％）		利用者満足度（％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	131,000,000	27,813,995	－	298,613	338	－	別紙	－
平成30年度	128,600,000	31,830,195	－	368,333	347	－	別紙	－
変動の大きい指標の変動理由	コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設使用の制限によるもの。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	インターネット予約システムを活用し、公平性を期している。奈良市HP、市民だより、総合財団HP等で広報を行い、広く周知活動を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者において、情報公開に関する要綱等を定め、総合財団HP上でも様々な情報公開に努めている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護要綱を定め、施設使用申請書等の個人情報については、施錠できる場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	会計ソフトを活用し、指定管理者において庶務規定、会計処理規定を定め適切に執行している。また、公認会計士による月次監査を実施しており、外部のチェックが入る体制が出来ている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	軽度の修繕・補修などは、職員が積極的に行っている。また、法定点検等についても適正に実施している。チェックシートの作成などを進めており、管理体制の向上が見られる。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所や修繕の必要性などについて、こまめに担当課に連絡があり、危険箇所は立ち入り禁止とするなど施設の安全確保に努めている。危機対応マニュアル等を作成しており、安全な施設運営に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	安全で利便性の高い施設管理を心がけ、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施している。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	スポーツ産業の振興と利用促進のために年末年始の供用日の拡大を行った。苦情・要望等についても情報共有をしながら対応している。接遇に関する研修を実施するなど、サービス向上に努めている。	A
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	安全性と利便性を保ち、効率化を中心とした経費削減を進めている。消耗品などの購入、管理の方法についても再検討を行い、適切なコスト管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の 施設の管理を安定 して行う能力を有 していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	シフト勤務制を導入しながら、サービスの質の維持に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	各種協議会への参加や、他市町村の施設や民間施設の事例などの情報収集に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内で計画的に施設運営を行っている。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成 することのできる 団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	利用しやすい施設として、供用日の拡大や開場時間の延長などを行うことで、利便性を高め、多くの人がスポーツに供しやすい環境づくりに努めている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	担当課の開催するイベントにも積極的に協力しており、連携が取れている。施設管理の面においても、様々な事案について自主的に解決するよう努め、報告体制も適切であった。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか	ご意見箱を設置するなどし、要望・苦情については迅速に対応している。要望等については、関連施設で共有し、所管課とも調整しながら対応している。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	アンケートを実施することで、改善すべき事項を把握し、より良い施設サービスの向上を目指している。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理業務については円滑に実施しており、担当課との連携も取れている。 接遇や利用者対応の面でもサービスが向上しており、行政の実施事業についても積極的に協力をしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)		番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和元年度	平成30年度			令和元年度	平成30年度
1	中央体育館	85.0%	95.6%	16			
2	中央第二体育館	90.7%	93.0%	17			
3	中央武道場	63.5%	63.1%	18			
4	中央第二武道場	63.5%	70.8%	19			
5	弓道場	79.3%	87.1%	20			
6	相撲場	12.2%	9.2%	21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	ミズノ・奈良市総合財団グループ（公募）	指定の期間	平成 27 年4 月1 日から 令和 2年3 月31 日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の満足度調査等	●ご意見箱の設置 ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に2回程度
-------------	--	------------	------------------------------	---------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（％）		利用者満足度（％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	22,100,000	7,108,305	－	109,244	296	－	別紙	－
平成30年度	22,100,000	7,749,765	－	104,354	348	－	別紙	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	インターネット予約システムを活用し、公平性を期している。ミズノ独自のHPにも施設紹介ページを設け、施設の広報に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理業務仕様書や社内規定に基づいた体制をとっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理業務仕様書や社内規定に基づいた体制をとっている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	管理者の社内規定に基づいた会計処理を行っているが、指定管理業務に関する経費と管理者の経費を分けて管理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	法定点検等については適正に実施している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所は立ち入り禁止とするなど、施設の安全確保に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	利用者サービスについては、利用者に迷惑にならないように自主事業開催など実施している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業については、計画的に実施されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	接遇に関しては定期的な全体研修の実施と個々のスタッフに個別研修を実施しサービス向上を目指している。苦情やトラブルに関しては、ご意見をいただいた際にはすぐに対応し報告するように心がけている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	提案額を超える管理経費となっているが、自主財源でまかなっているが、事業計画を見直し、コストバランスの取れた運営管理が必要である。	B
事業計画書に沿った公 の施設の管理を安 定して行う能力を有 していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	職員配置体制は維持されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	類似事業の展開については十分な実績があるものの、施設への導入を着実に進めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料内での施設管理が難しい状況である。長年ご利用されている利用者にご迷惑にならないように、自主事業を展開し安定的な運営を目指している。	B
その他効果的に公の施設 の設置の目的を達成 することのできる団 体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	競技に対する理解や地域との連携を持った管理への工夫が求められる。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	奈良クラブ等のトップスポーツパートナーチームと協力した事業展開は継続的に実施している。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか	要望等に関する情報は把握し対応している。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	実施している。	B

5. 総合評価

総合評価	他施設でのノウハウを活かし、地域に根差したスポーツ施設としての管理と、事業展開に努めている。 また、施設運営においても利用者の利便性を考え適切に運営されてる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)		番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和元年度	平成30年度			令和元年度	平成30年度
1	南部生涯スポーツセンター 体育館	96.0%	92.8%	16			
2	南部生涯スポーツセンター 球技場	54.5%	45.8%	17			
3	南部生涯スポーツセンター コート	32.1%	40.7%	18			
4	南部生涯スポーツセンター 多目的コート	21.6%	20.1%	19			
5	柏木球技場	57.2%	60.1%	20			
6	柏木コート	54.8%	56.1%	21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部生涯スポーツセンター等19施設	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	奈良市総合財団（非公募）	指定の期間	平成30年 4月1日から 令和 2年 3月31日まで（3年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の 満足度調査等	●ご意見箱の設置 ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に2回程度
-----------------	--	----------------	------------------------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	246,900,000	36,468,587	－	296,550	301	－	別紙	－
平成30年度	246,400,000	35,557,598	－	291,105	334	－	別紙	－
変動の大きい指標の変動理由	プール施設の改修及びコロナウイルス感染拡大防止に伴う施設使用の制限によるもの。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	インターネット予約システムを活用し、公平性を期している。奈良市HP、市民だより、総合財団HP等で広報を行い、広く周知活動を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者において、情報公開に関する要綱等を定め、総合財団HP上でも様々な情報公開に努めている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者において、個人情報保護要綱を定め、施設使用申請書等の個人情報については、施錠できる場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	会計ソフトを活用し、指定管理者において庶務規定、会計処理規定を定め適切に執行している。また、公認会計士による月次監査を実施しており、外部のチェックが入る体制が出来ている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	軽度の修繕・補修などは、職員の空き時間などを利用し積極的に行っている。また、法定点検等についても適正に実施している。チェックシートの作成などを進めており、管理体制の向上が見られる。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所の把握と、修繕の必要性などについて、こまめに連絡があり、危険箇所は立ち入り禁止とするなど、施設の安全確保に努めている。危機対応マニュアル等を作成しており、安全な施設運営に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	安全で利便性の高い施設管理を心がけ、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。今後もスポーツの振興と利用者満足度の向上にさらに努めて欲しい。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施している。水泳教室など、定員を超える応募がある事業もある。今後もさらなるニーズの把握と、事業コストの見直しに努めて欲しい。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・要望等についても情報共有をしながら対応している。接遇に関する研修を実施するなど、サービス向上に努めている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コスト管理の意識を持って施設の管理運営に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行 う能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	シフト勤務制を導入したことで、サービスの質は維持しつつ、人件費の削減に成果が出ている。今後も適性を最大限に活かした人材活用を行って欲しい。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	専門知識を持った職員が配置されており、臨時職員も含めた情報共有と研修・指導に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料以外の財源が乏しいため、組織としての事業継続が指定管理料に左右される状況である。人件費の増加が施設管理業務を圧迫しているため、組織としての体制の見直しが必要である。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に根ざしたスポーツ施設としての管理や従前からの事業は継続できている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	今後の施設運営を見据えて連携をとってスポーツ振興に当たっていきいたい。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか	ご意見箱を設置するなどし、要望・苦情については迅速に対応している。施設窓口に寄せられる要望も可能な限り即時対応している。今後は、要望・苦情をさらに迅速に対応できる体制向上の必要がある。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	各施設で新たにアンケート調査を実施した。寄せられた情報を施設の整備などに活かしている。	B

5. 総合評価

総合評価	スポーツ施設の管理者として、実績を積み重ね、より効率的に業務を実施している。 温水プール施設については、高コストの施設運営となるが、経費削減に取り組み適切に運営している。 今後は、接遇の向上や更なるコスト削減に期待したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)		番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和元年度	平成30年度			令和元年度	平成30年度
1	西部生涯スポーツセンター 体育館	98.5%	98.6%	16	登美ヶ丘球技場	40.9%	41.0%
2	西部生涯スポーツセンター 屋内温水プール	100.0%	99.2%	17	西部生涯スポーツセンター ゲートボール場	28.1%	27.0%
3	西部生涯スポーツセンター 球技場	69.4%	56.3%	18	西部生涯スポーツセンター クラブハウス	9.0%	9.3%
4	西部生涯スポーツセンター コート	66.3%	62.2%	19			
5	緑ヶ丘球場	60.9%	51.7%	20			
6	青山コート	48.3%	46.1%	21			
7	青山プール	100.0%	100.0%	22			
8	黒谷コート	72.8%	73.5%	23			
9	黒谷球技場	42.2%	35.4%	24			
10	平城第一コート	62.9%	56.5%	25			
11	平城第一球技場	34.6%	39.3%	26			
12	平城第二コート	69.9%	70.6%	27			
13	平城第二球技場	53.1%	55.6%	28			
14	佐保山コート	43.4%	44.2%	29			
15	奈良阪球技場	41.7%	36.1%	30			

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならやま屋内温水プール	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	奈良市社会福祉協議会（非公募）	指定の期間	平成29年 4月 1日から 令和4年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の 満足度調査等	●ご意見箱の設置 ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に2回程度
-----------------	--	----------------	------------------------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※ 2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	42,346,000	2,501,305	－	17,526	144	－	100	－
平成30年度	45,600,000	4,610,500	－	31,716	288	－	100	－
変動の大きい指 標の変動理由	施設の老朽により令和元年10月より臨時休館している。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果 的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	障がい者と健常者の交流の場として運営管理を行っている。他 の温水プールと比べて供用時間などが限られているので、平等 利用となるよう配慮が必要である。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な 方策が行われたか。	独自に定款を定めており、職員にも周知している。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	独自に定款を定めており、個人情報については施設保管を徹底 するなど適切に処理している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	公会計に準じた経理規定を設け、適切に執行している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設 の維持管理について、業務仕様書に定める水準どお りに行われたか。	建物の老朽化が進んでいるが、安全に利用してもらえるよう運営 管理している。機械系統の点検については専門業者に委託を 行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・ 災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定め る水準どおりに行われたか。	破損箇所の補修など、施設が老朽化しているが適切に安全管理 を行っている。また、プール施設として特に必要とされる救命訓 練等について、継続的に講習受講をしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	一般開放と団体利用の両立を図った運営を行っている。特に障がい者の機能訓練等に取り組んでおり成果も出ている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	健常者から障がい者まで幅広い受講者を対象とした水泳教室を実施している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市民だよりやホームページを活用し、利用促進に努めている。また、接遇についても笑顔で対応を心がけ、要望については出来る限り迅速な対応を実施している。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費の節約のため空調カーテンを設置するなど、利便性を維持しつつ経費の節減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の 施設の管理を安定して 行う能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	総合福祉センターとも連携を取り、安全な施設の供用に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	スポーツ施設等安全管理講習会などの研修に参加し、ノウハウの習得に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	総合福祉センターとも連携をとり、指定管理料内での施設管理が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	障がい者スポーツに対する取り組みを主として、健常者との仲間づくりを目指している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理業務を円滑に進めるため行政連携しながら、業務遂行に努めている。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか	伝言メモ・ホワイトボードなどを利用し、迅速な対応と情報共有に努めている。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	実施している。 ニーズ把握のため、有効活用を求める。	B

5. 総合評価

総合評価	高齢者や障がい者も含めた利用者のニーズを考慮した施設の活用に努めている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	平城ニュータウンスポーツ協会（非公募）	指定の期間	平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に1回程度
-------------	--	------------	-----------------	---------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	1,790,000	1,797,450	－	27,657	365	－	89.1	－
平成30年度	1,790,000	1,804,650	－	30,327	365	－	90.0	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。また、地域広報誌なども活用している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 また、稼働率も比較的高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市高の原コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	平城ニュータウンスポーツ協会（非公募）	指定の期間	平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の 満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に1回程度
-----------------	--	----------------	-----------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※ 2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	2,190,000	1,384,050	－	18,606	365	－	90.4	－
平成30年度	2,190,000	1,439,850	－	18,638	365	－	88.1	－
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果 的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに 努めている。また、地域広報誌なども活用している。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な 方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施 錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執 行している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設 の維持管理について、業務仕様書に定める水準どお りに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維 持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・ 災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定め る水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の 対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせてい る。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設の 管理を安定して行 う能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成 することのできる 団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 また、稼働率も比較的高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市七条コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	七条地区自治連合会（非公募）	指定の期間	平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に1回程度
-------------	--	------------	-----------------	---------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（％）		利用者満足度（％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	1,650,000	1,955,550	－	15,293	365	－	78.1	－
平成30年度	1,650,000	1,474,100	－	15,170	365	－	79.9	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設の 管理を安定して行う 能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービス及び施設の維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市東市コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	東市地区自治連合会（非公募）	指定の期間	平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（％）		利用者満足度（％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	1,250,000	752,100	－	6,677	365	－	48.0	－
平成30年度	1,250,000	770,250	－	5,136	365	－	24.6	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した供用を心がけている。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設の 管理を安定して行 う能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	受付窓口を施設近隣の店舗にするなど工夫をしており、利便性の確保に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成 することのできる 団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	南紀寺五丁目第一自治会（非公募）	指定の期間	平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（％）		利用者満足度（％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	1,300,000	1,134,300	－	10,365	365	－	76.1	－
平成30年度	1,300,000	1,098,300	－	10,681	365	－	80.6	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	施設の設置目的に合わせた管理運営に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した運営をしており、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 経理・報告事務等についても適切に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市狭川コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	狭川地区自治連合会（非公募）	指定の期間	平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	-
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（％）		利用者満足度（％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	800,000	179,700	-	2,155	365	-	9.2	-
平成30年度	800,000	232,500	-	2,791	365	-	9.9	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	地域だけでなく、多くの利用者を受け入れるよう運営している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設の 管理を安定して行う 能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は、施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市田原コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	田原地区自治連合会（非公募）	指定の期間	平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	-
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	830,000	247,700	-	6,495	365	-	12.1	-
平成30年度	830,000	245,800	-	4,326	365	-	11.9	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、地域住民の交流の場として、また遠隔地からの利用者も受け入れ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設の 管理を安定して行う 能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は、施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市邑地コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	邑地町自治会（非公募）	指定の期間	平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認(年1回) ●日常業務報告(毎月)	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	-
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	570,000	37,500	-	250	365	-	2.5	-
平成30年度	570,000	98,000	-	1,194	365	-	6.8	-
変動の大きい指標の変動理由	コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設使用の制限によるもの。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、地域住民の交流の場として、また遠隔地からの利用者も受け入れ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、老朽化が進んでいるが、利用者に危険のないよう、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設の 管理を安定して行 う能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成 することのできる 団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は、施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市八条コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	八条第二自治会（非公募）	指定の期間	平成28年 4月 1日から 令和 2年 3月31日まで（4年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	-
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	420,000	0	-	0	365	-	0.0	-
平成30年度	420,000	83,000	-	895	365	-	5.7	-
変動の大きい指標の変動理由	コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設使用の制限によるもの。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 近隣に同用途の施設があることなどから利用申込が少ない状況だが、今後も施設の利用促進を目指して対応していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市石打コミュニティスポーツプール	評価主体	市民部スポーツ振興課
指定管理者	石打自治会（非公募）	指定の期間	平成28年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	-
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（％）		利用者満足度（％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	200,000	17,600	-	88	12	-	100	-
平成30年度	200,000	18,800	-	94	15	-	100	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	豊かな地域社会づくりに寄与すべく、誰でも利用してもらえるよう、地域広報誌等で広報に努めた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。 またプールの安全運営のため、講習会に参加するなどしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 夏季限定の屋外プールを利用者の安全に配慮して適切に管理している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市東之阪共同浴場	評価主体	市民部 人権政策課
指定管理者	奈良市東之阪町自治会（非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで
設置目的	地域住民の衛生思想の向上を図り、もって生活環境の改善に資するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・公衆浴場の衛生・維持管理の点検項目表	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	---------------------------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	618,000	1,802,400	-	7,068	192	-	-	-
平成30年度	780,000	2,182,800	-	9,030	206	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関連法令の重要性を認識し、それらの法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、機器の動作状況についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	営業に際して、施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の解錠・施錠等の保安業務を確実にを行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	自主事業実施計画	地域の施設として、貢献できるような管理運営計画となっているか。	地元自治会や若草こども園の事業への協力等、地元・地域のイベントに協力する形で地域に貢献されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	入浴者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、機器の動作状況の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、機器の故障等による予定外の休業が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に浴場の営業が出来る水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	浴場の営業のために必要な職員の確保が行われているか。	設備の操作等にも支障なく、適切に営業されている。	B
	財務状況の健全性	入浴料を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	収入が減少しているため、効率的な営業・管理等を行う為の検討が行われている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携・貢献	地域の施設として、地域に貢献するような管理運営が行われているか。	自治会・保育園等の事業への協力や、高齢者を対象とした事業を行い、地域住民の衛生、福祉面の向上とコミュニケーションの場として貢献している。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者は、設備機器の故障の為、開館日数が減った為、約2,000人減であったが、一日当たりの利用者数も約7人減であるため、施設の経営には地元の負担も大きい。今後更に効率的な経営を行う必要があると思われる。これら課題も多いが、清掃、設備点検が適切に行われ、地域外からの利用者にも積極的な集客をしており、施設運営は意欲的に取り組まれている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杏南第一、二、三駐車場	評価主体	市民部 人権政策課
指定管理者	杏南町自治会駐車場運営委員会（非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	------------------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （台）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	0	312,000	—	468	365	—	—	—
平成30年度	0	350,000	—	525	365	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿 った公の施設の 管理を安定して行 う能力を有してい ること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	適切に運営が出来る水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	収入と支出がほぼ均衡していて、現状では施設維持のための積み立て等ではできていないため、長期的な視野で効率的な営業・管理等を行う為の検討が行われている。	C
その他効果的に公 の施設の設置の目 的を達成すること のできる団体であ ること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況は、現状で収入と支出がほぼ均衡していて、今後発生が予測される施設維持のための積み立て等ではできていないため、長期的な視野で、効率的な営業・管理等を行う為のさらなる検討が行われている。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	現状で収入と支出がほぼ均衡しているため、施設利用者と協議し、利用料金の値上げの検討をお願いした。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市横井第二、三、四、五、六駐車場	評価主体	市民部 人権政策課
指定管理者	奈良市横井町自治連合会（非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	------------------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※2 （円）	利用者数 （台）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	0	583,500	-	389	365	-	-	-
平成30年度	0	610,500	-	407	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿 った公の施設の 管理を安定して 行う能力を有し ていること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	適切に運営が出来る水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	収支のバランスもよく、今後発生が予測される施設修繕の為に予算も積立てをしており、さらなる効率的な営業・管理を行うための検討も行われている。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況は、収支のバランスがよく、今後発生する施設修繕の為に予算も積立てをしており、概ね事業計画どおりの水準である。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市八条第一、二駐車場	評価主体	市民部 人権政策課
指定管理者	奈良市八条第二自治会（非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	------------------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (台)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	0	312,000	-	312	365	-	-	-
平成30年度	0	364,000	-	364	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿 った公の施設の 管理を安定して 行う能力を有し ていること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	適切に運営が出来る水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	一定の収入があり、今後発生が予測される施設修繕の為に予算も積立てをしているが、積立ては十分といえる額ではなく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討も行われている。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況は、一定の収入があり、今後発生する施設修繕の為に予算も積立てをしていて、概ね事業計画の水準であるが、令和元年度に施設修繕をしたので積立ては十分な額ではなく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討が行われている。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杏中第一、二駐車場	評価主体	市民部 人権政策課
指定管理者	奈良市杏中町自治会（非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	------------------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※2 （円）	利用者数 （台）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	0	300,000	-	360	365	-	-	-
平成30年度	0	312,500	-	375	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮さ せるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	適切に運営が出来る水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	一定の収入があり、今後発生が予測される施設修繕の為に予算も積立てをしているが、積立ては十分といえる額ではなく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討も行われている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況は、一定の収入があり、今後発生する施設修繕の為に予算も積立てをしていて、概ね事業計画の水準であるが、令和元年度に施設修繕をしたので積立ては十分な額ではなく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討が行われている。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市東之阪駐車場	評価主体	市民部 人権政策課
指定管理者	奈良市東之阪町自治会（非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	-
-------------	------------------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※2 （円）	利用者数 （台）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	0	817,500	-	327	365	-	-	-
平成30年度	0	832,500	-	333	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿 った公の施設の 管理を安定して 行う能力を有し ていること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	適切に運営が出来る水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	収支のバランスもよく、今後発生が予測される施設修繕の為に予算も積立てをしており、さらなる効率的な営業・管理を行うための検討も行われている。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況は、収支のバランスがよく、今後発生する施設修繕の為に予算も積立てをしており、概ね事業計画どおりの水準である。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市総合福祉センター	評価主体	福祉部障がい福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（非公募）	指定の期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで（5年間）
設置目的	障害者及び障害児のための施策その他の社会福祉施策の総合的な推進及び社会福祉活動の育成を図り、市民の福祉の増進に資する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・管理業務実施状況報告書（月報）の確認	利用者の満足度調査等	・意見箱の設置 ・障害者団体との意見交換会	実地調査実施日	-
-------------	---------------------------------------	------------	--------------------------	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	180,900,000	506,680	-	75,673	302	-	93	-
平成30年度	180,622,005	476,760	-	89,206	304	-	92	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、年度の終盤において事業等を実施できない状況下にあった。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用に関しては、障害者の優先利用を基本としつつ、障害者と地域住民の交流を促進することにも配慮し、適切に利用調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市社会福祉協議会の定款に規定し、会員及び提供する福祉サービス利用希望者、その他利害関係人からの請求に対して閲覧に供するようにしている。その他の場合は、所管課と協議のうえ基本的に開示することとしている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令の重要性を認識し、その法令に則って業務を遂行している。個人情報の保護については、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、個人情報の適正な管理に必要な措置を講じている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	経理の透明性を高めるために外部の監査委員による監査を実施している。公の施設として経費の縮減に努めるとともに、適正に予算執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	利用者の安全に配慮して施設・備品等の保全に努めており、補修等についても、その都度、市への連絡が入っている。施設の老朽化が進んでいるため修繕は後をたたく、費用不足により改修等ができない部分については、創意工夫し対応している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備及びその他の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防計画を作成し、防災体制を整備することで非常時に対応している。また、無人時は警備業者への委託により、機械警備を導入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画に沿って事業を展開し、概ね計画どおりの成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業実施計画に沿って事業を展開し、概ね計画どおりの成果があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市広報誌への掲載や館内掲示及びホームページ等により各種教室や大会等の情報を適宜発信している。また、施設の利用促進及び障害のある利用者等の交通手段を確保するため、無料送迎バス(リフト付)を運行している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営しており、創意工夫等により経費を削減している。	A
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。職員育成のために、研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員を適正配置し、法定労働時間をもとに勤務計画を作成し、効率的な勤務体制の構築に努めている。関係機関の実施する研修会等に積極的に参加するとともに、内部講師を育成し、定期的に研修を実施することにより、常に職員の資質の向上を目指している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	他の施設・部署とも連携し、福祉分野全般に対応できるよう努めており、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	各種規定・規則に基づき運営しており、会計単位ごとの執行を確実にしている。指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況である。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設の設置目的を達成するため、施設の機能を発揮し事業を行うとともに、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。また、「ご意見箱」を設置して利用者のニーズ把握に取り組み、サービスの向上に努めている。	B
	施設の設置目的に関する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	指定管理者として施設の性格・設置目的等を把握し、その目的達成のために施設の機能を発揮し事業を行うとともに、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市社会福祉協議会地域福祉担当部署と連携し、地域福祉の推進を図るとともに、近隣地域と協働で行事を開催する等、相互協力に努めている。また、地元自治会と協力して横断歩道を設置する等周辺環境の改善を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する考え方及び方策	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情・トラブルの内容や原因についての的確に把握し、奈良市社会福祉協議会苦情解決に関する規定等に基づき、早急な対応・処理をするとともに改善及び再発の防止に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、適正かつ効果的な施設管理運営が行われている。限られた予算の中で、新たな事業を展開していくことが難しいことは理解しているが、より一層の創意工夫を期待している。「ご意見箱」等に寄せられた利用者からの意見にも適切に対応し、相応の評価を得ている。みどり園やリハビリ訓練、体育館等を担当している職員一人ひとりが障害者の特性を十分に理解し、高いスキルをもって利用者等への指導にあたっており、障害者やその保護者が安心して事業等に参加・利用できる環境が整えられていることは十分に評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	無料送迎バス「みどり号」による交通事故が1件発生した。幸い負傷者は出なかったが、任務の重要性を再認識し安全運転に努めるよう、指定管理者として委託先への指導を引き続き行うこと。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	—
-------------------	---

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬福祉センター	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するために設置。福祉活動の支援及び交流の場の提供に関すること、福祉・保健等に関する講習会・講座等の開催に関すること、健康相談・保健指導・健康診査等の実施に関すること、その他センターの設置目的を達成する為に必要な事業。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（日報）の確認 ・実地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	利用者アンケート（平成30年5月実施、回答者数183	実地調査実施日	令和2年7月9日
-------------	---	------------	----------------------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率 (%)	利用者満足 度 (%)
			目標		目標	
	令和元年度	29,300,000	1,084,500	22,194	304	-
平成30年度	28,906,311	1,058,200	22,206	303	-	-
変動の大きい指 標の変動理由						
特記事項						

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われていたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	生きがいや健康づくり、多世代交流、子育て支援等を目的としたイベントの開催をしており、地区との協働による事業を展開することにより地域の活性化に貢献した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業計画及び収支予算、事業報告及び決算について、基本協定に市情報公開条例に基づく情報の提供を明記しており、適正に運用している。また、「ならし社協だより」やホームページ等により広報している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条規規則等に基づき、適正に運用し、法令遵守に努めている。個人情報の保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程により対応し、職員や関係者に周知徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われていたか。	適正に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常における施設の見回りや備品の点検を随時行っており、管理業務仕様書に基づき適切に管理している。業者委託による保守点検もそれぞれ水準どおりに行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より事故の予防に努めており、事故・災害等非常時には、応急対応できるように緊急連絡先一覧に則り対応できるようにしている。管理業務仕様書に基づく体制を整えている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が実施された。施設が保有する機能を存分に生かしつつ、社会福祉協議会のもつ相談支援機能を発揮して利用者支援を行い、計画どおりの成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。	いきいき会食会やちびっこランド等、健康づくり、多世代交流、子育て支援等を目的としたイベントを計画どおり実施された。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者アンケートに取り組み、利用者の声を聞くことで、新たなニーズを把握しているように努めている。苦情やトラブルなどもなく適切な対応をしている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。	提案額内で施設を適切に管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	所長をはじめ、職員事務分掌を定め、業務仕様書に定める水準を満たしている。また、効果的な職員の配置・勤務体制である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	老人福祉センター等での管理運営能力やその他類似事業での業務経験を生かした運営を行っている。効果的に反映している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市月ヶ瀬福祉センター条例」および「奈良市月ヶ瀬福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。 また、月ヶ瀬地区(旧月ヶ瀬村)における福祉の中核施設としての事業を積極的に行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁福祉センター	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するために設置。 高齢者及び障がい者の生活・健康等の相談並びに市民の福祉意識の向上に関すること、市民のレクリエーション及び健康増進に関すること、その他センターの設置目的を達成する為に必要な事業。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（日報）の確認 ・実地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート（令和2年2月15日～3月15日まで実施、回答者数101人）	実地調査実施日	令和2年7月9日
-------------	---	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）	開館日数 （日）	施設稼働率 （％）	利用者満足度 （％）
			目標		目標	
令和元年度	33,100,000	512,700	34,438	302	-	96
平成30年度	32,693,711	512,600	34,745	303	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われていたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	東部地域の地域特性をふまえ、地域住民や福祉団体等と事業を実施し、誰もが気軽に利用できるよう施設運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業計画及び収支予算、事業報告及び決算について、基本協定に市情報公開条例に基づく情報の提供を明記しており、適正に運用している。また、「ならし社協だより」やホームページ等により広報している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例規則等に基づき、適正に運用し、法令遵守に努めている。個人情報の保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程により対応し、職員や関係者に周知徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われていたか。	適正に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常における施設の見回りや備品の点検を随時行っており、管理業務仕様書に基づき適切に管理している。地域のボランティアと協働して、施設内の草刈活動等の清掃活動も行い、施設の維持管理を行っている。業者委託による保守点検もそれぞれ水準どおりに行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より事故の予防に努めており、事故・災害等非常時には、応急対応できるように緊急時対応マニュアルを作成している。管理業務仕様書に基づく体制を整えている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が実施された。施設が保有する機能を存分に生かしつつ、社会福祉協議会のもつ相談支援機能を発揮して利用者支援を行い、計画どおりの成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。	地区社協との協働・支援によるふれあいサロン活動や家族介護講座活動等、地域における課題を抱える当事者の居場所づくり等を目的としたイベントを積極的に開催し、自主事業実施計画どおりに事業が実施された。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情やトラブルなどもなく適切な対応をしている。苦情など過去にあったケースはヒヤリハットとしてまとめている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。	提案額内で施設を適切に管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	所長をはじめ、職員事務分掌を定め、業務仕様書に定める水準を満たしている。また、効果的な職員の配置・勤務体制である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	老人福祉センター等での管理運営能力やその他類似事業での業務経験を生かした運営を行っている。効果的に反映している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市都祁福祉センター条例」および「奈良市都祁福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。 また、都祁地区(旧都祁村)における福祉の中核施設としての事業を積極的に行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	老人福祉センター（東福祉センター、西福祉センター、北福祉センター、南福祉センター）	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（公募/非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	本市老人の心身の健康保持及び増進を図るとともに、地域における交流の場として便宜を供与することによって生きがいづくりに寄与し、もつて老人の福祉に資する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、日常の業務報告（月報）の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	参加者アンケート	実地調査実施日	令和2年5月28日、6月9日
-------------	------------------------------	------------	----------	---------	----------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	129,300,000	1,922,820	198,000	147,583	228	45	47	93
平成30年度	129,300,000	2,163,180	196,000	185,302	247	—	49	89
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年2月29日より自主事業中止。3月5日より休館。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用方法は来館者にわかるよう掲示されており、誰でも平等に利用できる。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	館内での掲示、しみんだより、ホームページ等を利用し情報公開を行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については鍵付きのロッカーに保管する等、適切に取り扱っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	使用料収入は金庫を使用して適正に管理されている。帳票は簿冊で管理しており、適正に執行されている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の点検は定期的に行い、職員でできる部分は随時修理を行っている。備品は年1回実査を行っている。自動ドア、エレベーター等は委託業者により点検を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防訓練を年2回行っており、非常時の対応方法についても職員に周知されている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画に基づき、実施し、概ね利用者の満足を得られる成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画に基づき、実施し、概ね利用者の満足を得られる成果があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	平成29年度より各センターがセンターだよりを作成し、周知を行っている。また、受講者アンケートを実施し利用者の反応を確認している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	樹木の維持管理は委託をやめ職員で行うように変更する等費用縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	職員研修の実施、資格取得等により職員の能力向上に努めている。行事開催時など職員が不足する際はセンター間で職員を融通するなど、臨機応変に対処している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	他にも公共施設の運営を行っており、月1回のセンター長会議で情報共有を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	健全な財務状況であり、施設の管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者ニーズを踏まえた多種多様な講座の開催、新規事業の実施等により常に改善に努めており、意欲的に管理運営を行っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障その他トラブルが発生した際には行政と綿密に連携をとることで迅速に対応している。市の方針を理解し、これに合わせた管理運営を行っている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域包括支援センター、医療機関等と連携した事業を実施している。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良市社会福祉協議会は地域に根差した幅広い福祉活動を推進しているが、センターの運営においてもそのノウハウが活かされており、利用者にとってメリットの大きい管理運営がなされている。行政との連携も綿密であり、信頼関係が築けていることがより良い管理運営に繋がっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%) など		利用者満足度(%) など	
		令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
1	東福祉センター	28.8	31.4	97	95
2	西福祉センター	62.4	66.3	92	90
3	北福祉センター	50.7	53	89	87
4	南福祉センター	44.6	45.9	95	85
5	4施設平均	47	49	93	89
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	東里老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市東里地区万年青年クラブ連合会（公募（非公募））	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	120,000	—	720	702	149	25	41	—
平成30年度	120,000	—	—	727	100	—	27	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各サークルごとにお知らせなどを作成し、配布している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧できるように管理。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は取り扱わず、出金については、支出の都度口座より行うようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃、草刈り、剪定が定期的に実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施錠、ガス元栓の確認が適切に行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業実施計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会議を開き利用者のニーズを調査し、これに対応し利用促進を実現した。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で行った。節電・節水を徹底した。消耗品についても節約に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	毎月役員定例会を開催し、役員で協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者にとってより良い施設とすべく、ニーズを調査し施設運営に反映させる取り組みに力を入れている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	会議において利用者の意見を取り入れる機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域の清掃に参加する等自治会との連携に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者のニーズの調査、自治会との共催事業の実施等により施設利用の増加が実現した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	鳥見老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市鳥見喜楽会（公募（非公募））	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（％）		利用者満足度（％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	84,000	—	2,300	2,105	254	75	70	—
平成30年度	84,000	—	—	2,315	280	—	77	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内にパンフレットを配布し周知を図っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の承諾を得て、年に一度会員名簿を配布しているが、取扱には注意するよう徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	適切に書類の管理はしている。出金については、支出の都度口座より行うようにしており、小口現金は会計担当が行い、会長・監査役が適時チェックを行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃等は適切に保たれており、備品等の点検・管理も行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施錠、ガス元栓の確認が適切に行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業は行っていた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どりの成果があったか。	自主事業実施計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することにつ いて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設を利用する各サークルには節電・節水の徹底を呼びかけて いる。 大がかりな清掃についてはノウハウのある会員の協力を得て外部 委託するよりも安価に実施できている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員のみならず各サークルの協力を受け管理運営を実施してい る。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域高齢者の憩の場所として熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	状況に応じて利用者(会員)に協力を求め、必要な協力が得られ ている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の憩の場とすべく施設運営が なされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	自治会、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会等と連携を 取っている。地域住民のために関係機関が連携してパンフレット を発行し配付された。	B

5. 総合評価

総合評価	憩の家を地域の高齢者の憩の場とすべく、使命感を持って施設運営を行っている。地域の他団体との連携も緊密である。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	登美ヶ丘老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会（公募 非公募 ）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	202,800	—	4,400	4,270	388	100	106	—
平成30年度	202,800	—	—	4,484	368	—	101	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の目的外使用がないよう周知徹底されている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	出金については、支出の都度口座より行うようにしており、小口現金は会計担当が行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的な清掃に加え、施設利用団体の利用後の清掃が徹底されている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設使用後の施錠、電気、ガス元栓の確認が適切に行われた。使用後の閉館手続きについてチェック表を作成し漏れの無いよう工夫している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業は行っていた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	自主事業実施計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用促進のため、広報活動に加え独居高齢者等へ声掛けを行っ た。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することにつ いて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水を徹底した。 消耗品の在庫管理を行い節約に努めた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	管理運営業務を細分化し各業務に担当者を設定し、分担して管 理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされ ていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域の高齢者が集い、交流拠点となるよう熱意を持って運営され ている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清 掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者が集い、交流拠点となるよう施 設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	独居高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者への声掛けを行って いる。	B

5. 総合評価

総合評価	役員及び利用者で役割を定め協力して施設の管理運営が実施されている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	横井老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	横井ひまわりクラブ (公募 非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和1年11月7日
-----------------	---------------	----------------	---	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	156,000	—	1,400	1,339	124	37	34	—
平成30年度	156,000	—	—	1,405	136	—	37	—
変動の大きい指 標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月4日より閉館							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果 的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民 を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周 知されている。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な 方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるよう になっている。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧で きるように管理している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	会計担当が主担当として管理しており、現金は持たないように し、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設 の維持管理について、業務仕様書に定める水準どお りに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りを実施しており、施設は清潔に保たれ ていた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・ 災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定め る水準どおりに行われたか。	定期点検だけでなく、日常的に点検を行い保守が行われていた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用促進のため広報活動が行われた。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することにつ いて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で行ったり、節電・節水の徹底を呼びか けた。 備品等については役員で慎重に検討してから購入している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされ ていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域の高齢者の集いの場、安否確認の場としての施設の存在意 義を認識しており、継続的な開館を実施している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	老人クラブ会員の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営 がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会、民 生・児童委員、学校、保育園と連携をとっている。	B

5. 総合評価

総合評価	意欲は高いものの指定管理者団体の高齢化が進んでいるため、行政と緊密に連携を取り適宜必要な指導を行いフォローしていく必要がある。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	杏中老年人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏中町万年青年クラブ（公募 非公募 ）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和2年6月9日
-------------	---------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	84,000	—	300	318	25	7	7	—
平成30年度	84,000	—	—	303	27	—	7	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については役員が管理し、憩の家での保管は行っていない。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	無駄な支出が無いよう意識し適正に執行された。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常点検及び消耗品の確認により適切に保守が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	地域内の他団体による施設利用を進めることで利用の促進を 図った。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することについ て、具体的・効果的な方策が行われたか。	無駄な支出が無いよう意識し、経費の縮減に努めた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	利用者にとってより良い施設とすべく、会議を実施したり事業を充 実させたりといった工夫をされている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	老人会の会員の協力は得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域及び地域の諸団体における連携、貢献の重要 性・責任について認識があり、また、そのための具 体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会や地域 の団体の事業に協力する等連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	施設はカラオケやサロンでの利用により地域の高齢者の憩いと生きがいの場となっている。地域との連携をさらに進めることで利用者増につながると考える。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	杏南老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏南町万年青年クラブ（公募 非公募 ）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	202,800	—	1,800	1,890	256	70	70	—
平成30年度	202,800	—	—	1,896	258	—	71	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	チラシの配布、自治会の回覧により周知が行われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の個人情報は会長が管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	綿密に予算を組みこれに基づき執行されていた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃が実施されている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常的に設備等の点検が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のためチラシの配布、自治会の回覧により周知が行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底だけでなく、消耗品についても無駄遣いがないよう呼びかけ、経費節減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の生活を豊かなものにするという熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	管理者も利用者も高齢であり、運営に参加していただくのは困難な状態であるが、総会等で意見を聞く機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、高齢者が地域で孤立することを防ぐため子ども会や婦人会等地域の団体と事業を共催する等連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	施設の運営管理を適切に執行するという意識が強く、そのための詳細な指針を必要としていたと感じた。指定管理者との面談の都度、管理運営について相談を受けているが、引き続き緊密に連携を取り方向性を示していくことが必要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	八条老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市九十九会万年青年クラブ（公募 非公募 ）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	84,000	—	620	608	39	10	11	—
平成30年度	84,000	—	—	621	40	—	11	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	文書の配布により周知が行われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については会長が管理し、憩の家での保管は行っていない。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は取り扱わず、出金については、支出の都度口座より行うようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃が定期的に実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	避難訓練が実施された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用の促進のため子ども会等地域の他団体への周知が行われ た。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することにつ いて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃・草刈は委託せず、万年青年クラブで行ったり、節電・節水 の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされ ていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	子ども会等にも施設を利用させるなど、施設の有効活用に取り組 んでいる。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清 掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	地域等における連携の重要性について認識があり、子ども会や 自治会と事業等における相互の協力ができている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃等が定期的に行われており、地域の他団体と連携した安定的な運営が行われている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	【前年度の指示・指導事項】領収書を適切に保管していただくよう指示した。 【改善状況】領収書は適切に保管されている。
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	東之阪老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市東之阪第一老友会（公募 非公募 ）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和2年2月6日
-------------	---------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	202,800	—	950	947	87	25	24	—
平成30年度	202,800	—	—	953	101	—	28	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域の高齢者の集いの場とすべく事業がない時間には施設を開放している。北人権文化センターのセンター便りに憩の家についての情報を掲載してもらい、地域に周知を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	人権文化センターと連携を密に取っているため、センター便りを活用する形で周知している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いはない。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	小口現金は持っていない。人権文化センターの協力も得ながら経理を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃等は適切に実施され清潔に保たれている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常点検及び消耗品の確認により適切に保守が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮さ せるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用促進のため事業の広報を行うとともに高齢者のニーズの高い事業を実施するため老人会で会議を行った。 これまでトラブル等はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することについ て、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、利用者の協力を得て行っている。 節電・節水の徹底を実施している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	管理は会長がほぼ一人で行っているが、人権文化センターの協 力が得られており円滑に実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域の高齢者の集いの場、安否確認の場としての施設の存在意 義を認識している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	清掃等について老人会の会員の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営 がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域及び地域の諸団体における連携、貢献の重要 性・責任について認識があり、また、そのための具 体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会や学校 園との連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	管理運営においては人権文化センターの協力を得ながら行っている。また、地域内の組織との連携も綿密であり、このことにより事業が円滑に実施できている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	田原老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会（公募（非公募））	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	120,000	—	990	1,035	125	30	34	—
平成30年度	120,000	—	—	999	125	—	34	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いはない。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	会計担当が主担当として管理しており、現金化せず必要な時に銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設利用時の清掃だけでなく、当番を決め定期的に清掃及び除草が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	設備の安全利用についての周知徹底が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用の促進のため、地域の各種団体への働きかけが行われた。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することについ て、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず指定管理者で実施された。節電を徹底され た。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行 う能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	施設を有効活用し、老人クラブの活動を活性化できるよう熱意を 持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	状況に応じて利用者(会員)に協力を求め、必要な協力が得られ ている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るように している。 市の方針を理解し、地域にとって施設が有意義に活用されるよう 管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の他団体 の行事に協力する等連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	地区の老人クラブ関連の事業でも積極的な利用があり、利用促進がなされている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	狭川老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市上狭川クラブ（公募 非公募 ）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	84,000	—	680	614	50	15	14	—
平成30年度	84,000	—	—	688	62	—	17	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の管理に留意した。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	会計が管理。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期点検、小修繕が実施された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮さ せるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	地域内の他団体と事業を共催し利用の促進を図った。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することについ て、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず会員で行った。消耗品の見直しにより経費削 減に努めた。節電・節水の徹底を呼びかけた。節電のため照明 機器のLED化を進めた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域的に、市民が集えるような施設もないため重要な施設である との認識のもと、熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清 掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るように している。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営 がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	民生・児童委員や地域のサークルと連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃等が定期的に開催されており、地域他団体と連携した安定的な運営が行われている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	古市老人憩の家	評価主体	長寿福祉課		
指定管理者	古市町老人クラブ	（公募） （非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで	（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和1年9月6日
-----------------	---------------	----------------	---	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※ 2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	202,800	—	2,600	1,983	220	60	60	—
平成30年度	202,800	—	—	2,606	240	—	66	—
変動の大きい指 標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月に臨時休館あり。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果 的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民 を優遇していないか。	一部の利用者に優遇にならないよう、会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な 方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるよう になっている。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	名簿等は憩の家には置いておらず、役員で管理している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度 銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設 の維持管理について、業務仕様書に定める水準どお りに行われたか。	施設の清掃等は当番制で行われており、適切に維持管理が行わ れている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・ 災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定め る水準どおりに行われたか。	施設の保守は保たれている。また、避難訓練は自治会主催のもの に参加していたが、憩の家主催でも実施している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮さ せるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用の促進のため独居高齢者等へ声掛けを行い施設利用を案 内している。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することについ て、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、利用者の協力を得て行っている。 節電・節水の徹底を実施している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員、利用者だけでなく人権文化センターの協力が得られており 円滑に実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域高齢者の憩いの場所として熱意を持って運営されている。当 番を決め、週5日、終日開館している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、役員にな ることを嫌がられ難しい面があるとのこと。総会等で利用者の意 見を募る機会を設けているとのこと。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るように している。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営 がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の行事に 協力する等連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	憩いの家を地域の高齢者の憩いの場とすべく、使命感を持って施設運営を行っている。書類作成に負担感があるため、新規役員を獲得することによる負担の分散の取り組みが引き続き必要である。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	大柳生老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会（公募 非公募 ）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	84,000	—	690	594	43	10	12	—
平成30年度	84,000	—	—	692	47	—	13	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	名簿等は憩の家には置いておらず、役員で管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の使用の都度設備等の点検が行われている。消防団、警察等に定期的な巡回を依頼することでより手厚い安全管理を実施している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮さ せるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用の促進のためイベント等の機会を利用して施設のPRが行 われた。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することについ て、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、利用者の協力を得て行っている。 節電・節水の徹底を実施している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員のみならず利用者の協力を受け管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	利用者が安全に施設を利用できるよう、設備等の安全管理に力 を入れて管理運営がなされた。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清 掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく 管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	自治会等地域の各種団体と事業を共催することで連携をとること ができている。	B

5. 総合評価

総合評価	運営会議、清掃等が定期的に開催されており、地域の他団体と連携した安定的な運営が行われている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	柳生老人憩の家	評価主体	長寿福祉課		
指定管理者	奈良市柳生地区万年青年クラブ連合会	(公募 非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで	(5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る				

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	84,000	—	440	541	64	15	18	—
平成30年度	84,000	—	—	449	62	—	17	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域の各団体の会合の機会を利用して周知を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報である名簿の管理は保管場所に注意して施設内で管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金の取扱は行っており、通帳より使用分のみ引き出すようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	毎月2回の定期的な清掃の他、草刈り、樹木の剪定が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	防火・防災訓練の実施により安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	概ね実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	概ね実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用の促進のため地域の各種団体に対して施設のPRが行われ た。施設所在地の町内に向けた利用の呼びかけが行われた。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することについ て、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費及び消耗品費の縮減に努めた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	利用者が安全に施設を利用できるよう、防火・防災の啓発等の 安全管理に力を入れて管理運営がなされた。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清 掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	子ども園と連携した事業を実施したり地域の行事に参画したりす る形で連携を取ることができている。	B

5. 総合評価

総合評価	運営会議、清掃等が定期的に行われており、地域も巻き込んだ安定的な運営が行われている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	梅園老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市紀宝寿会（公募 非公募 ）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	84,000	—	180	132	32	5	9	—
平成30年度	84,000	—	—	186	32	—	9	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会の会合や回覧を利用して周知が行われた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報を厳正に管理するとともに不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金の取扱は行っておらず、通帳より使用分のみ引き出すようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りを実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防署の協力を得て消防訓練が実施された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	概ね実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	概ね実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	行事のチラシを作成し各戸へのポスティングや町内回覧への掲 載することにより周知を図り、利用の促進に努めた。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することについ て、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で行った。節電・節水を徹底した。 消耗品についても節約に努めた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	定期的に会議を開催し運営についての協議を行う等、役員で協 力しての管理運営が実施された。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	利用者が安全に施設を利用できるよう、設備等の安全管理に力 を入れて管理運営がなされた。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	会議において意見を聞き取り、運営方針に活かすことができてい る。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るように している。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく 管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	自治会の会議に参加する等して連携をとることができる。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者にとって安全で安心な施設となるよう意識して管理運営がなされている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	石打老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市石打第二梅寿会 (公募 非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告書の確認	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	—
-----------------	----------	----------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	120,000	—	1,300	1,987	164	30	45	—
平成30年度	120,000	—	—	1,346	125	—	34	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果 的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民 を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周 知されている。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な 方策が行われたか。	自治会、関係団体を通じた周知が行われた。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	個人情報の取り扱いについて、不当に使用しないように注意喚 起が行われた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出してい る。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設 の維持管理について、業務仕様書に定める水準どお りに行われたか。	指定管理者、利用者で協力して環境整備が行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・ 災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定め る水準どおりに行われたか。	定期点検、維持管理が実施された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用の促進のため地域の諸団体の役員の協力を得て広報が実 施された。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することについ て、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員及び利用者で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩の場所として熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	清掃等の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく 管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	自治会、婦人会、子供会等との連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	現在、管理運営について利用者の協力を得て行っており、今後も継続していくことが重要である。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	桃香野老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市桃香野第三梅寿会（公募（ 非公募 ））	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和1年9月12日
-------------	---------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	84,000	—	650	556	50	10	14	—
平成30年度	84,000	—	—	655	49	—	13	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	各サークルで平等に利用されている。万青会長に申し出ることでの利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各サークルを通じて情報の周知を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	名簿等は会長が管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りを実施しており、施設は清潔に保たれていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保守は保たれている。年1回の消防訓練を実施している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	概ね計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	自治会等にも施設を利用してもらうことで、施設を有効に活用し ている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することにつ いて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、役員で行っている。また節電・節水の徹底を 呼びかけ、施設利用時以外にも近くを通る際には消灯の確認を している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行 う能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	自治会等にも施設を利用させるなど、施設の有効活用に取り組 んでいる。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も 利用者が高齢であり、仕事を持っている人もいるので、運営に参 加していただくのは困難ではあるが総会等で意見を募る機会を 設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るように している。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営 がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	自治会の会合等の場において情報発信を行い連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	多様な団体と連携を取り利用促進を図ることで、当該施設が地域内において必要なものとなっている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	尾山老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市尾山第一梅寿会（公募 非公募 ）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	120,000	—	1,100	1,226	108	25	30	—
平成30年度	120,000	—	—	1,195	100	—	27	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域の会合の際に会長が伝達する。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は置いておらず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃が定期的に実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防署の協力を得て防災ビデオを使用しての啓発や避難経路の確認が実施された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	概ね計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用者ニーズの把握により利用者増を図った。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することについ て、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費及び消耗品費の縮減に努めた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	定期的に会議を開催し、運営についての協議がなされた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	利用者が気持ちよく利用できる環境の維持を意識した管理運営 がなされている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も 利用者も高齢であり、仕事を持っている人もいるので、運営に参 加していただくのは困難ではあるが総会等で意見を募る機会を 設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るように している。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営 がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	自治会との連携が取れている。施設周辺は観光客の往来が多く、 便所は観光客が利用しやすいよう常に清潔に維持されている。	B

5. 総合評価

総合評価	地域貢献の意識が強く、これに基づいた事業実施がなされている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	田原老人軽作業場	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会（公募（非公募））	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	老人に、その知識、経験及び趣味を生かして郷土民芸品を製作させることにより生きがいを与える		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和1年6月5日
-------------	---------------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	114,000	—	730	734	108	30	30	—
平成30年度	114,000	—	—	737	111	—	30	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧できるように管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	会計担当者が金銭管理をしている。現金は持たないようにし、その都度必要な分を銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃が定期的に実施され、清潔に保たれていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安は保たれている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	概ね実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	概ね実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用の促進について、老人クラブへの勧誘と合わせて周知を 行っている。 トラブル対応については行政と連携を取り行っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することについ て、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者各自が経費縮減の意識を持って施設を利用していただ けよう周知が行われた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行 う能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域文化の次世代への継承、地域間での連携を目的に事業が 実施された。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者も高齢ではあるが一定程度協力は得られているとのこと。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の生きがいづくりの場とすべく 施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	地域文化伝承の為の練習場所として事業継続していく意欲があ る。	B

5. 総合評価

総合評価	ゲートボールやグラウンドゴルフでの利用は活発に行われており、施設自体は地域の高齢者の憩いと生きがいの場となっているが、老人軽作業場の本来の設置目的である郷土民芸品の製作での利用については年末等に限定されている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	児童発達支援 いっぱ	評価主体	子ども未来部子育て相談課
指定管理者	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団（公募）	指定の期間	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで（5年間）
設置目的	発達支援の必要性が認められる就学前の幼児を対象に、遊びを通して社会性や協調性を養い、言語活動を高めるような発達支援の場を確保する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業内容と収支の報告（月1回） ・定例会議で日常の運営管理について確認する。	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート（令和2年1月実施、回答者35人） ・家庭訪問（19回） ・保護者勉強会（2回 35人）、懇談会（10回 36人） ・公開療育（26機関 49人）	実地調査実施日	令和2年6月15日
-------------	--	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	8,004,000	24,170,346	2,431	2,247	286	85	82	94
平成30年度	8,004,000	22,242,429	2,431	2,238	286	85	78	97
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	・利用者の平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 ・正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	・利用申請については、児童福祉法に基づいている。 ・利用前には施設見学と十分な説明を行う。 ・定員を超える場合には待機者管理名簿を作成し定例会議で情報共有している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	・個人情報の保護及びセキュリティに努めているか。 ・発達支援内容を公開し評価を得ているか。	・関係機関向けの公開療育を行っている。 ・公開療育では利用者（保護者）の理解を得て行っている。 ・保護者への連絡は文書を基本とし個人情報の取り扱いに留意している。 ・ウイルス対策ソフト等を導入している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	・具体的・効果的な方策が行われているか。 ・リスクマネジメントができているか。	・児童福祉法に基づく事業であることを常に念頭に置いている。 ・個人情報の保護の他、感染症予防やヒヤリ・ハット等の対応マニュアルを作成している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	・予算の執行や経理を明確にしているか。	・社会福祉法人の会計基準に基づいて行われている。 ・毎月の収支報告と事業の実施報告を提出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	・基本協定（仕様書）に定める水準どおり、使用に関する手順を守り、日常的に丁寧・大切に使用しているか。	・施設や備品は常に清潔を保持し、定期的な点検と整理整頓を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	・保安・警備、事故・災害等の非常時の対応について基本協定（仕様書）に定める水準どおりに行われたか。	・防火管理者を配置し、毎月避難訓練を行っている。 ・危機管理マニュアルに基づき行動している。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	・事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 ・問題が生じた場合に柔軟に対応したか。	・利用者のニーズと利便性に配慮して療育を提供する日時や時間帯を柔軟に設定し予定どおり実施できた。	B
	自主事業実施計画	・事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 ・問題が生じた場合に柔軟に対応したか。	・障害児通所支援受給者証の取得に至らない幼児とその保護者が一緒に通う親子教室を実施し早期支援を行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	・発達支援内容の評価を得ているか。 ・利用児童の発達段階に応じた療育を計画的に提供しているか。 ・研修を確保しているか。 ・苦情やトラブルへの適切な対応や防止策が講じられているか。	・幼稚園や通所支援事業所等を対象に公開療育(26機関49名)を行った。 ・障がい児支援に関わる各種研修(全国・奈良県・奈良市)に参加し、センター内自主研修を実施し、資質の向上に努めた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	・事業の実施状況と収支報告には整合性があるか。 ・創意工夫で経費の削減の具体的方策が行われたか。	・毎月の収支報告と事業の実施報告、収支決算報告(年度末)は一致している。 ・消耗品や備品等を最小限の範囲に収めていた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	・基本協定(仕様書)に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たしているか。 ・効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限を含む)であるか。	・児童福祉法で規定する基準を満たし計画どおりの職員配置であった。 ・週6日開所しているが、勤務シフトを工夫し職員の休日と研修参加を確保できた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	・研修等に参加し情報収集を行っているか。 ・支援技術の向上に努めているか。 ・それらを日常の業務に反映させているか。	・奈良市障がい児通所支援連絡協議会、各種研修に参加し情報収集に留まらず事例検討等による学習を行い、療育に反映させていた。	B
	財務状況の健全性	・事業の実施状況と収支報告には整合性があるか。 ・指定の期間内に安定して事業を継続できる財務状況か。	・毎月の収支報告と事業の実施報告、収支決算報告(年度末)は一致している。 ・収支は定期的に法人に報告するとともに、法人の確認・承認を得ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	幼児期の発達支援(児童発達支援)に関する考え方	・発達段階に応じた発達支援の提供について、具体的・計画的・効果的な方策があるか。	・障害児支援利用計画に基づき療育を提供できた。 ・発達障害の特性を理解し遊びを通して社会性や協調性を養い、言語活動を高めるような療育を提供できた。	B

5. 総合評価

総合評価	・個別相談を定期的に行い、利用家庭のニーズを把握するとともに利用児童の発達特性に応じた発達支援を提供できた。 ・地域支援事業、自主事業の実施を通じて関係機関との連携を図っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	市立奈良病院	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	公益社団法人 地域医療振興協会（非公募）	指定の期間	平成26年4月 1日から 令和 6年3月31日まで（10年間）
設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	・施設への意見箱の設置 ・利用者等の苦情対応の窓口を設置	実地調査 実施日	令和2年2月21日
-------------	--	------------	---------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入（千円）		利用者数（人）			開館日数（日）	施設稼働率（％）		利用者満足度（％）
		入院	外来	目標	入院	外来		目標	実績	
令和元年度	－	7,464,121	3,546,686	—	110,866	208,074	366	—	－	－
平成30年度	－	7,271,313	3,324,284	—	102,268	216,498	365	—	－	－
変動の大きい指標の変動理由	平成16年12月に国から移譲を受けてから、建設中の平成24年度で一度減ったものの全体的に患者数は増えている。令和元年度に地域医療支援病院の承認をされ、かかりつけ医との役割分担の強化により、入院患者数・外来患者数共前年度より僅かながら減少した。									
特記事項	医療機関であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。									

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的任務責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、地域医療連携室が窓口となり診療情報管理室と連携し速やかに手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	厚労省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアルに基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。管理運営協議会において決算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	消防設備の点検・整備、および非難（救助）訓練を実施しているか。事故発生時には迅速かつ適切な対応と市への報告を行っているか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告しているほか、年2回防災訓練を実施している。事故発生時は、臨時医療安全管理委員会を設置し、市へ速やかに報告をする。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	市立奈良病院の管理について、適切かつ円滑に実施し、良質な医療を市民に提供しているか。	市と指定管理者で年2回の管理運営協議会を開き、運営市民会議、議会等からの要望に基づき、事業実施計画及び結果報告を協議している。	B
	自主事業実施計画	迅速かつ適切な受付業務に努めているか。	H18年度より電子カルテシステムへ移行し、診療情報の効率化を図っている。H22年度から医療費自動精算機と会計番号表示盤の設置により、待ち時間の縮減を図っている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ホームページを積極活用している。 外来患者と入院患者に対して満足度調査を行い、問題点を把握し、サービスの向上へつなげる。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的な方策は十分に示されていない。	B
事業計画書に 沿った公の施設の 管理を安定して行う 能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	管理運営に支障はなく適切な人員確保配置であり、各種研修も実施して資質の向上に努めている。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	地域医療振興協会が管理する全国の他の施設の運営実績が効果的に反映している。 指定管理をしている市立診療所への、協力体制を整えている。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	平成18年度からは経常利益で黒字計上していたが、移転に伴う費用増加などが主因となり、24年度は赤字となった。平成25年度からは黒字計上に転じ令和元年度においても黒字となっている。	A
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体であること		月別の利用状況、年間の利用状況を定期的に市に報告しているか。	毎月、患者数等の利用状況の報告を確認している。	A

5. 総合評価

総合評価	事業報告書や病院年報及び聞き取り調査による指定管理の実績を評価したところ、全体的に大きな問題はなく、適正に管理運営されており良好であると判断できる。 特に、医師・看護師等の確保に努め診療体制の強化を図ったことや、救急診療体制の強化に努めていること、地域医療支援病院の承認を受け地域のかかりつけ医と適切な役割分担を行っていることは、評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	公益社団法人地域医療振興協会は全国で多数の施設を健全に運営している指定管理者としての実績があるので、この実績や事業のノウハウを活かし、今後も安定的で継続的な管理運営を期待したい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度に引き続き、これまでの実績や事業のノウハウを活かし、安定的で継続的な管理運営がなされている。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市立田原診療所、奈良市立柳生診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、奈良市立都祁診療所、奈良市立興東診療所	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	公益社団法人地域医療振興協会（非公募）	指定の期間	平成31年4月1日から令和 6年3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・現地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	・施設への意見箱の設置 ・利用者等の苦情対応窓口の設置	実地調査実施日	令和元年 7月3日・4日・5日
-------------	--	------------	--------------------------------	---------	--------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(千円)					利用料金収入(千円)					利用者数(人)				
	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東
令和元年度	10,000	16,245	10,600	29,200	10,000	10,495	43,361	63,133	78,728	5,109	1,433	4,510	6,558	10,072	472
平成30年度	10,000	16,245	10,600	29,200	10,000	11,092	42,849	65,098	80,653	4,663	1,415	4,697	6,632	10,239	494
変動の大きい指標の変動理由															
特記事項	医療機関の少ない東部地域において安定した医療サービスを行うための診療所であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。														

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的任務責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、担当部署を通じて手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	厚労省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアルに基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。管理運営協議会において決算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害時の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	田原診療所において患者数は、増加したが、その他の診療所においては減少した。利用の促進等に関しては特別な方策は行われていないが地域に密着した診療所になるよう努力されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的な方策は充分に示されていない。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	運営管理に支障はなく適切な人員配置である。勤務体制もできるだけ無駄を省き効率よく仕事が終えることができるよう担当部署からの働きかけが見受けられる。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	他の施設の運営実績が効果的に反映している。各診療所の連携を深め、医師や事務の異動により地域間の違いを効果的に事業に反映されているが、具体的な方策は十分示されていない。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	都祁診療所の経常利益が黒字となっている他は、赤字となっている。外来診療収益が昨年度より全体的に減少していることが要因と考えられる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		市民ニーズに対しての考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	アンケートなどの具体的な方策はなかったが、窓口対応の際での市民からの要望や意見等は反映できるように取り組んだ。	B
		苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情・トラブルに対して、現場にて真摯に対応し、速やかに報告する。市が対処すべき内容については、指定管理者より報告を受け、早急に対応している。	B
		地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市医師会との連携、住民のケアカンファレンス等にも参画、消防、学校、福祉関係者との連携を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	診療については、事業計画書どおり適正に実施されている。 収支状況については、田原診療所及び柳生診療所を除く3診療所が指定管理料を含めて経常損益で黒字となっている。患者数は田原診療所及び興東診療所において増加し、その他の診療所においては前年度より減少しているが、増減幅はわずかである。指定管理者が同じということで、市立奈良病院と連携し一体的な運営を図ることができたことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後とも、財務状況の改善と、診療業務の向上のため良好な管理・運営の継続を求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	各診療所ごとに患者数の増減はあるものの僅かであり、経営状況の改善がみられており、安定的な事業運営がなされている。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市総合医療検査センター	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	一般社団法人 奈良市医師会（非公募）	指定の期間	平成28年4月1日から 令和 3年3月31日まで（5年）
設置目的	市民の日常の健康増進、疾病の予防及び発見、リハビリテーションまでの包括的な保健医療サービスを効果的に提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認 ・事業運営報告会での確認 ・現地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	・アンケート調査	実地調査実施日	令和元年11月7日
-------------	---	------------	----------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	-	1,251,247,474	—	417,689	月～土（祝日、12/30～1/5除く）	—	-	-
平成30年度	-	1,236,220,862	—	408,989	月～土（祝日、12/30～1/5除く）	—	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	検診機関であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。							

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	センターの健康増進事業について、市民だより等により広く市民に周知するとともに、検診・検査事業についても、センターHPにより周知を図った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。	基本協定書に基づき市民が業務に関する情報を得られるよう、文書等の適切な保管に努めた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いについては、基本協定書別記「個人情報取扱特記事項」遵守をするとともに、利用者にも掲示により周知を行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	利用拡大により収入増を図るとともに、経費節減に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に基づき行われたか。	職員による日常点検と専門業者への業務委託により適正に行った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	職員による日常点検と専門業者への業務委託により適正に行った。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業計画書どおりに事業が実施されたか。	事業計画書どおりに各事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	アンケートを実施し、参加者が求めるテーマを中心に健康講座や健康づくり教室を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービス向上について具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか	健診部門では業務拡大のため機器を更新し、また検査部門では営業活動により、昨年より件数が増加した。また、苦情等に対し迅速な対応に努めた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	指定管理料は支払われない利用料金制により、適正に管理運営されているか。	サービスを維持しながら、管理運営を行った。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	利用者の状況に応じた適正な職員配置を行い、サービス維持に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の育成のため、職員の研修・指導に関する具体的な方策が行われたか。	各専門分野の研修会・学会に参加、参加後伝達講習を行い技術向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	団体の財政状況は健全であり、安定的に事業を継続できた。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		検査業務において、精度管理が適正に行われているか。	日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、奈良県臨床検査技師会の外部精度管理調査に参加し、その結果も良く、データの信頼性は担保されている。	A

5. 総合評価

総合評価	本施設の設置目的である「市民の健康の保持・増進、疾病の早期発見及び予防」推進のため、利用者拡大を図るとともに、経費節減や検査業務の精度管理にも努めていることから、指定管理者として適正に運営管理を行っていると評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後とも、財務状況の改善と、健(検)診業務の向上のため良好な管理・運営の継続を求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度に引き続き、これまでの実績や事業のノウハウを活かし、安定的で継続的な管理運営がなされている。
-------------------	---